

生成AIの活用方針 ver.1.5

目次

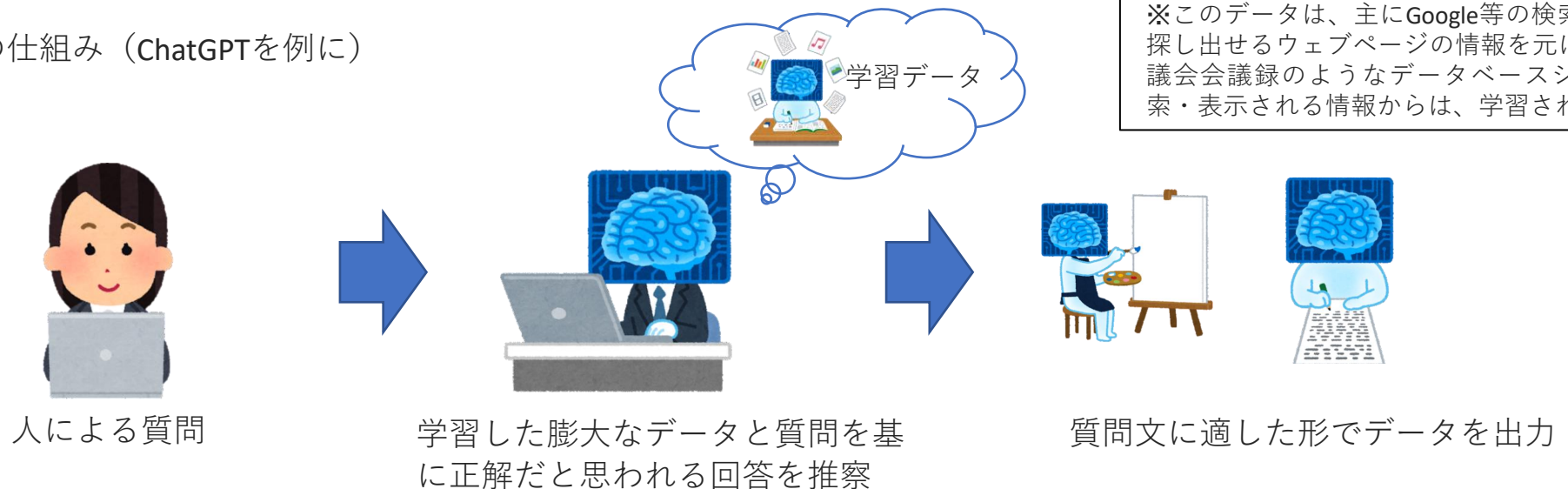
- ① 生成AIとは
- ② 生成AIの活用方針 ver.1.5
 - ②－1 活用ルール
 - ②－2 活用場面
 - ②－3 生成AIの各分野での活用について
- ③ スケジュール（想定）
- ④ 生成AIの庁内導入について

生成AIとは

「生成AI」とは、事前に学習した膨大なデータに基づき、人が指示したことに対して文章や画像などを出力する人工知能のことである。

代表的な生成AIの1つが、OpenAI社が開発した「ChatGPT（チャットジーピーティー）」。
ChatGPTは、2021年9月時点でインターネット上に公開されている情報を学習した膨大なデータ（※）をもとに、人が入力した質問に対して、自然な返答ができる生成AIである。そのため、ChatGPTは、質問に対してあらかじめ用意された内容を回答するような従来のAIとは違い、様々な質問に対して、その内容に応じた幅広い対応ができる特徴を持っている。

生成AIの回答の仕組み（ChatGPTを例に）



※このデータは、主にGoogle等の検索エンジンで探し出せるウェブページの情報元を元にしており、議会会議録のようなデータベースシステムで検索・表示される情報からは、学習されていない。

生成AIとは～生成AIを利用することで生まれるメリット～

生成AIは、学習したデータを基に様々な回答を出力できるため、創造的な作業を行える可能性があることから、これを活用することで、誰でも高品質なものを生み出せたり、個人の発想を超えたアイデアの革新が促されるなど、暮らしや産業に大きなインパクトを与えるものである。

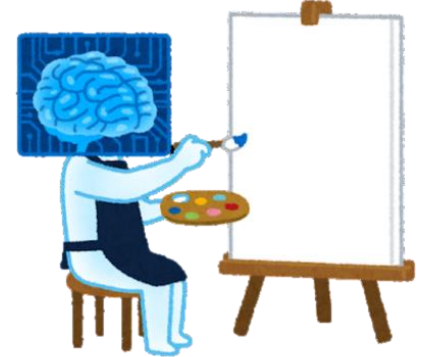
生成AIが担う作業（例）



- 文章の下書き作成
- 文章の要約・添削・校正
- 文章の翻訳や表現の調整



- 企画などの提案
- 業務段取りの提案
- 情報の分析
- エクセル等のツールの使用方法の指南



- キャッチコピーの作成
- イラストなどの作成

生成AIとは～生成AIの利用上の注意点～



○生成AIの利用にあたっては、下記のような注意点があげられる。

- 生成AIに入力した内容は学習データ（生成AIに利用されるデータ）として取り扱われることがあるため、個人情報や機密情報などの非公開情報を入力することで、それらを基にした回答という形で、**情報漏洩**することがある。
- あくまで正解と思われる回答を出力しているため、**内容に誤った情報や架空の情報が含まれることがある。**
- 出力の基となる学習データに差別表現などが含まれることにより、出力データに**倫理に反する表現が含まれることがある。**
- **著作権などの権利を侵害する可能性のあるデータが出力されることがある。**

生成AIの活用方針 ver.1.5

生成AIは、「活用ルール」を遵守し、「活用場面」を参考に、所属において積極的な活用をされたい。

活用ルール

入力情報の取扱い

- 生成AIに個人情報や機密情報などを入力することが情報漏洩に繋がる可能性を考慮し、滋賀県情報公開条例第6条に規定する非公開情報の入力をしないこと。

出力情報の取扱い

- 生成AIから出力される内容に虚偽が含まれる可能性を考慮し、真偽や根拠の確認を徹底すること。
- 生成AIから出力される内容に差別表現や倫理に反する表現などが含まれる可能性を考慮し、出力情報の内容確認を徹底すること。
- 生成AIの生成物を利用する行為が第三者の権利を侵害する可能性を考慮し、第三者の権利への配慮を行うこと。

活用場面

- 発想を広げるための情報収集や業務上の論点、課題等の洗い出し
- 資料、挨拶文、答弁資料等の素案（たたき台）の作成、文章の添削
- 企画、施策立案等のアイデア出し、イベント等のキャッチコピー案の作成
- 複数パターンの文書作成（社会人向け、子ども向け、多言語対応）
- エクセル関数の数式、マクロ等の作成・修正など

②-1

活用ルール（入力情報の取扱い）

- ・生成 AI に個人情報や機密情報などを入力することが情報漏洩に繋がる可能性を考慮し、滋賀県情報公開条例第 6 条に規定する非公開情報の入力をしないこと。

滋賀県情報公開条例第 6 条に規定する非公開情報には次のものがあります。

- ① 個人に関する情報
行政機関等匿名加工情報または削除情報
- ② 法人等に関する情報
- ③ 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報
- ④ 法令または条例の規定により非公開とされる情報
- ⑤ 審議、検討または協議に関する情報
- ⑥ 事務の円滑な実施を困難にする情報

上記のような非公開情報の入力を行わないことにより、情報漏洩のリスクを抑える。

例えば、業務で得た情報を基に生成 AI に入力する場合、非公開情報に該当しないよう、入力文の内容の一部を抽象化することや、一般的な回答を求めるまでに留めておくなどの工夫を行うこと。

②-1

活用ルール（出力情報の取扱い①）

- 1.生成 AI から出力される内容に虚偽が含まれる可能性を考慮し、真偽や根拠の確認を徹底すること。

（解説）

生成AIは、学習データを基に回答データを出力しているだけに過ぎず、常に正しい内容を出力しているわけではないことには留意すること。そのため、得られた情報を鵜呑みすることや出力されたデータをそのまま使用することは行わないこと。

なお、生成AIは、**正確な情報を収集することよりも**、大規模な学習データを基にした、1人では発想しえない**アイデアの創出や考え方の視点を持つ**といった創造面に優位性がある。そのため、検索で使用するといった正確性が伴う使い方ではなく、アイデア出しや文章の作成といった**創造性が伴う使い方を推奨**する。

②-1

活用ルール（出力情報の取扱い②）

2.生成 AI から出力される内容に差別表現や倫理に反する表現などが含まれる可能性を考慮し、出力情報の内容確認を徹底すること。

（解説）

生成AIは、学習データを基に回答データを出力しているに過ぎないため、**倫理的な判断は行えない**。前提として、出力されたデータをそのまま外部に公表する文書等に使用することは推奨されないが、出力されるデータを使用する際は、表現についても注意を払うこと。**県として使用する表現として正しいのか、所属内での確認を徹底すること。**

②-1

活用ルール（出力情報の取扱い③）

3.生成 AI の生成物を利用する行為が第三者の権利を侵害する可能性を考慮し、第三者の権利への配慮を行うこと。

（解説）

生成AIは、学習データの中には、著作権等の第三者の権利を有するデータも含まれ、それらを基に**出力されるデータは、入力内容によっては、第三者の権利を侵害するものとなる可能性がある**。そのため、出力されるデータを利用する前に、**既存の著作物等に該当しないかの確認**を行うなどし、**第三者の権利への配慮**を行うこと。

②-2

活用場面

活用場面は、「はじめる」「つくる」「なおす」の3つに整理できる。

1～3のどの場面からでも生成AIの活用が可能であり、1～3を繰り返し行うことで、より効果的な活用が期待できる。また、生成AIを業務で活用することで、作業が文字化され、思考の言語化につながると同時に、業務手順の振り返りも容易になる。

1 はじめる

作業に取り掛かる前の段階。アイデアや案出しなどがあげられる。

2 つくる

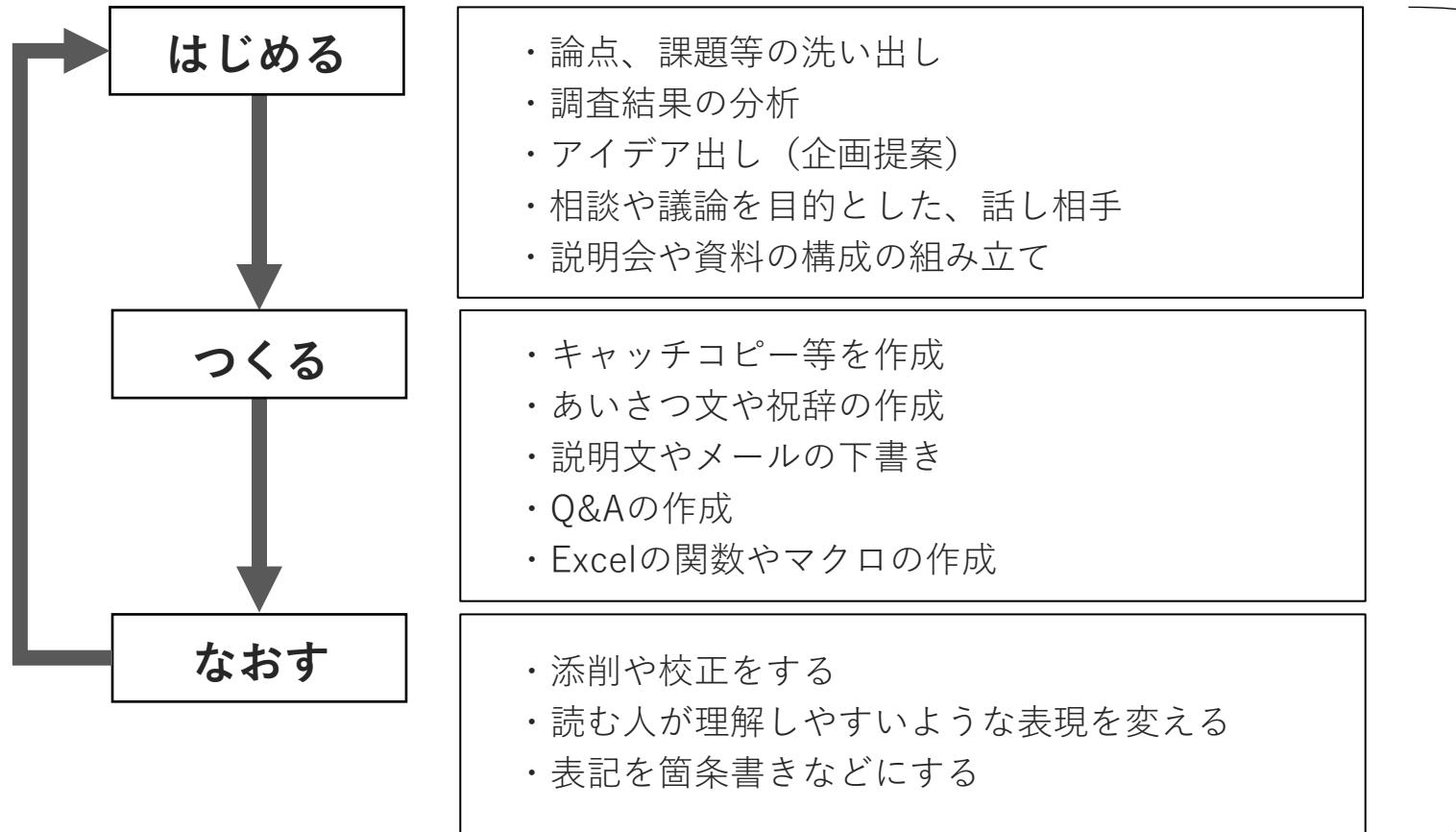
手を動かす段階。文書や資料の作成などがあげられる。

3 なおす

作成物などを修正する段階。文章の書き換えや表現の修正などがあげられる。

②-2

活用場面(LoGoAIアシスタント)



(解説)

LoGoAIアシスタントを使用することで効果が見込まれる作業の例は、左記のとおり。専門的な業務にあてはめるよりも、一般的な事務（文書作成など）での活用のほうが効果を感じやすい。

特に、0からスタートする場面や不定期な作業に対して、生成AIを活用することによる作業時間の短縮といったメリットを得られやすい。

②－3

生成AIの各分野での活用について

今後も、活用方針の見直しや生成AIの利用環境の整備等を進めていくが、各所属においては、業務での生成AIの積極的な活用を進めていくとともに、活用方針や国が出しているガイドライン等を参考の上、**各所掌分野で生成AIがどのように活用できるのか検討**をすること。

下記は、国のガイドライン等の一部になるが、各所属においても情報収集に努められたい。

【国のガイドライン等】 ※資料は、[共有文書](#)に掲載しています。

- ・ AIに関する暫定的な論点整理（内閣府・AI戦略会議）
- ・ 自治体におけるAI活用・導入ガイドブック（総務省）
- ・ 初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン（文部科学省）
- ・ 大学・高専における生成AIの教学面の取扱いについて（文部科学省）
- ・ ChatGPTを業務に組み込むためのハンズオン（デジタル庁）

③

スケジュール（想定）

11月

- 活用方針 ver.1.5に改訂

12月

- 生成AIの庁内導入を開始
- プロンプトテンプレートの庁内提供を開始

1月以降

- 活用環境の検討、整備
- 導入後の利用アンケートの実施
- 活用方針 ver.2への改訂